特定非営利活動法人

日本音楽集団 定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本音楽集団という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都新宿区余丁町８番８号エバレットビルに置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、日本の伝統楽器による現代の日本音楽の研究、創造、発表に関する事業を行い、伝統音楽の発展的継承をはかることによって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(5)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(6)　国際協力の活動
(7)　子どもの健全育成を図る活動
(8)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　音楽セラピー事業への協力
(2)　日本音楽の発展に関する公演、研究会の開催。
(3)　日本音楽に関する資料の整備。
(4)　日本楽器の改良。
(5)　機関誌、研究書類、録音物の刊行。
(6)　日本音楽の発展に関する国際交流。
(7)　関連文化事業への参加協力。
(8)　専門家を志す若手の育成。

第３章　　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
(1)　正会員は、この法人の目的に賛同し、活動推進に参加する音楽家及び音楽関係の個人であること。
(2)　賛助会員は、この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体であること。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとし、理事会の承認を得なければならない。
３　理事会は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第１項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して３年以上にわたって会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな

らない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）
第 12 条　既納の入会金、会費は、返還しない。

第 4 章　　役員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　７人以上９人以内
(2)　監事　１人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
４　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　　会議

（種別）
第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。
２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び予算並びにその変更
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6)　入会金及び会費の額
(7)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8)　事務局の組織及び運営
(9)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2カ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第26条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）
第33条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から3週間以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）
第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第6章　　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）
第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）
第40条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）
第45条　削除

（予算の追加及び更正）
第46条　予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章　　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、日本国に譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　　事務局

（事務局の設置）

第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第56条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第10章　　雑則

（細則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、代表、副代表及び運営委員は、この法人設立の日から、平成12年３月31日までとする。

４　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人成立の日から、平成12年３月31日までとする。

５　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正会員	１０，０００円
協力会員	２，０００円
賛助会員	２，０００円

会費

正会員	年間	９６，０００円
協力会員	年間	３，６００円
賛助会員	年間	個人一口　１０，０００円
		法人一口　３０，０００円

別表　設立当初の役員

役職名	氏名
代表	田村　拓男
副代表	尾崎　太一
運営委員長	米澤　浩
常任委員	添川　浩史
	前田　文男
	宮越　圭子
運営委員	秋岸　寛久
	伊藤　宏二
	簑田　司郎
監事	宮田　耕八朗
	芹沢　英雄